

申請に対する処分

処分名	保有個人情報の利用停止・消去請求に対する決定
根拠法令	奄美市個人情報保護条例第39条
所管課	総務課

1 審査基準

- (1) 申請を行うことができる人又は団体

何人も

- (2) 申請の方法

保有個人情報利用停止請求書（奄美市個人情報保護条例施行規則第22条に規定）を提出する。

- (3) 許認可等の要件

請求に係る情報が次に掲げる情報のいずれかに該当する場合

ア 業務の遂行に必要かつ最低限の範囲を超えた個人情報

イ 個人情報を適法に取得していない個人情報

ウ 利用目的以外の目的で利用しており，例外事項に該当しない個人情報

2 標準処理時間

30日